

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護)

認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始に当たり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

名称	和 同 会
所在地	山口県宇部市大字西岐波 229 番地の 3
法人種別	医 療 法 人
代表者職名	理事長 高 橋 幹 治

2 ホームの概要

ホーム名	グループホーム宇部
ホームの目的	要介護者であって認知症の状態にある方に対して、共同生活住居において適切な介護サービスの提供をいたします。
ホームの運営方針	<p>① 要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことによりその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにいたします。</p> <p>② 認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者に精神的負担をかけないように配慮しながら個別性のある介護を提供いたします。</p> <p>③ 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で安心して快適な生活ができるように配慮いたします。</p> <p>④ 介護計画に基づきよりよい介護を行うとともに、その提供に当たっては利用者本位を旨とし、利用者並びにご家族に対してわかりやすく説明をいたします。</p> <p>⑤ サービスの提供に当たっては、地域や家族との連携を重視し、関係市町村をはじめ、地域の保健、医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。</p>
ホームの責任者	梅川 明美
開設年月日	平成14年3月25日
保険事業者指定番号	3570200828
所在地・電話、FAX	宇部市大字西岐波229番地の3 0836-54-2580 0836-51-4441
交通の便	宇部市営バス 宇部あかり園バス停 徒歩2分
併設サービス	宇部リハビリテーション病院（介護医療院、通所リハビリテーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション） 宇部幸楽苑（介護老人保健施設）ハローナース宇部（訪問看護ステーション）、 宇部あかり園（介護老人福祉施設、通所介護）
建物概要	構造：鉄筋コンクリート4階建（2階部分） 延床面積：1,107㎡
居室の概要	洋風9室（10.10㎡～18.00㎡） 和風9室（9.50㎡～10.30㎡）
共用施設の概要	台所×2（9.10㎡～11.8㎡）浴室×2（7.6㎡～8.0㎡） 食堂×2（33.3㎡～37.2㎡）居間×2（14.9㎡～16.5㎡）

3. 職員の職種、人数及び職務体制と職務内容

従業者の職種	員数	勤務形態	休暇	保有資格
管理者 (介護従事者と兼務)	1名	常勤兼務	4週 8休	介護福祉士
計画作成担当者	1名以上	非常勤専従 (1名)	4週 8休	介護支援専門員
介護従業者	15名以上	常勤兼務 (11名) 非常勤兼務 (4名)	4週 8休	介護福祉士 (6名)

管理者	① 事業所内の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 ② 事業所の従業者に規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。
計画作成担当者	① 事業所のケアプランの作成及び変更を行い、利用者またはその家族に説明し、同意を得る。
介護従業者	① 利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。

4. 勤務体制

昼間の体制 (各ユニット)	2名以上 (早出7:30~16:30 1名、日勤8:00~17:00 1名、遅出10:00~19:00 1名)
夜間の体制	宿直 夜勤の別 : 夜勤 2名 (各ユニット1名)

5. 利用定員

利用者数 (定員)	1ユニット当たり定員 9名 (ユニット数: 2ユニット) 総定員 18名
-----------	--------------------------------------

6. ホーム利用にあたっての留意事項

来訪 ・ 面会	面会時間は、午前6時から午後9時までとなっております。来訪者の方は時間を遵守し、必ず事務室の窓口にあります面会簿にご記入ください。
外出 ・ 外泊	外出・外泊を希望される方は、必ず届出をして行き先及び帰設時間等を職員にお申し下さい。届出書を提出して下さい。
所持品の管理	ご自身での管理が困難な方は、日用品については職員において対応します。それ以外の物品については原則、ご家族でお願いします。
設備 ・ 器具備品	設備、器具備品は本来の用法に従い、ご利用ください。これに反し破損等が生じた場合、実費をご負担いただくことがあります。又、無断で位置や形状の変更、施設外へ持ち出さないようにして下さい。
飲酒 ・ 喫煙	飲酒並びに、所定の場所以外の喫煙は固くお断りいたします。
迷惑行為等	騒音、金銭の貸借等や他の入院患者の方に迷惑となる行為はご遠慮ください。又、むやみに他の方の病室等に立ち入らないようにして下さい。
退所要件	要介護認定が要支援1、自立となった場合は、施設をご利用頂くことができなくなりますのであらかじめご了承下さい。又、常時医学的管理が必要になった場合は、医療機関への入院等、ご相談させて頂くことがあります。尚ご利用料が2ヶ月以上滞納になった場合、退所に向けてのご相談をさせて頂くことがありますのでご了承下さい。 この他、行動障害が改善されず他利用者が迷惑をうけ重大な問題となった場合があります。

7.施設サービスの内容と利用料

(1)介護保険給付によるサービスの内容

サービスの種類	内 容
介 護 等	<p>① 用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実を重点に専門的な技術をもって行います。</p> <p>ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護</p> <p>イ. 日常生活のお世話</p> <p>ウ. 日常生活の中での機能訓練</p> <p>エ. 相談、援助</p> <p>②利用者の食事、家事等は、利用者と職員が共同で行います。</p> <p>③保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を密接にし、利用状況等を把握するようにします。</p>
社会生活上の便宜の提供等	<p>①利用者の趣味及び嗜好に応じた活動に努めます。</p> <p>②利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者本人、又はそのご家族が行うことが困難な場合、同意を得て代行いたします。</p> <p>② に利用者のご家族との連携を図り交流の機会を確保するように努めます。</p>
事業継続計画等	<p>事業所は、地震や風水害をはじめとした自然災害、大火災、感染症の拡大などの緊急事態に遭遇した場合においても、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための措置を講じます。</p>
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等	<p>事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。</p>

(2) 利用料について（一定以上の所得のある場合は2割負担若しくは3割負担となります）

基本利用料 (1日につき)	要介護度1の方	753円
	要介護度2の方	788円
	要介護度3の方	812円
	要介護度4の方	828円
	要介護度5の方	845円
※各要件を満たさない場合は減算	※ 入院を要した場合（1月に6日を限度）	246円
加 算 等	② 居した日から起算して30日以内の期間（1日につき）	30円
	②協力医療機関連携加算（1月につき）	100円
	③高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（1月につき）	10円
	④高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（1月につき）	5円
	⑤口腔衛生管理体制加算（1月につき）	30円
	⑥栄養管理体制加算（1月につき）	30円
	⑦サービス提供体制加算Ⅰ（1日につき）	22円
	⑧若年性認知用利用者受入れ加算（1日につき）	120円
	⑨科学的介護推進体制加算（1月につき）	40円
	⑩口腔・栄養スクリーニング加算（1回につき）※6月に1回	20円
	⑪介護職員等処遇改善加算Ⅳ ※令和6年6月より	総報酬の12%

日常生活費等 (1日につき)	①食事代 (1ヶ月 31日 42,780円) 朝食 360円 昼食 510円 夕食 510円	1,380円
	②家賃 (1ヶ月 31日 24,800円)	800円
	③特別な居室料(家賃の他に)	500円
	④共益費	250円
	⑤おやつ代	50円
	⑤ベトリース料 (持ち込みも可)	200円
	⑥電気代、おむつ代	実費相当額
	⑦整容料(整容環境衛生協同組合により実費にて行います。)	1,500円
⑧利用者のご希望により日常生活上必要なものを提供する場合	実費相当額	
居室保証金	別途居室保証金契約書に基づく	3,300円/日

8. 非常災害対策

災害対策	「消防計画」により対応し、年2回以上昼間及び夜間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	非常通報装置、自動火災報知器、スプリンクラー等を設置しています。

9. 協力医療機関

医療機関名	宇部リハビリテーション病院
診療科目、ベッド数	内科、神経科、放射線科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科 医療病棟 192床 回復期リハビリテーション病院 40床 合計232床
連携内容	<p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保してする。</p> <p>(2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保する。</p> <p>(3) 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出る。</p> <p>(4) 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努める。</p> <p>(5) 事業所は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める。</p> <p>(6) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う。</p>

10. 緊急時における対応策

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関へ連絡をとり、適切な措置を講じます。

11. 事故発生の対応

事故発生時の対応	利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な処置を行います。
損害賠償	サービス上賠償すべき事故が発生した場合、その賠償の責を負うものとします。
再発防止	グループホーム宇部の運営会議にて協議し、原因解明及び再発防止対策を必要に応じて講じます。

1 2. 衛生管理

- ① グループホームの介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- ② 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

1 3. 秘密保持

- ① 職員はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② あらかじめ文書により利用者又は利用者の代理人の同意を得た場合は、一定の条件の下で情報を提供することができる。

1 4. ハラスメント

事業所は、適切な施設介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした行動であって常務上必要かつ範囲を超えたものにより事業所の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

1 5. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 6. 身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催と、従業者に周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する県住の実施

1 7. その他運営についての重要事項

職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
2. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。
3. 事業所は、地震や風水害をはじめとした自然災害、大火災、感染症の拡大などの緊急事態に遭遇した場合においても、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための措置を講じなければならない。
4. この他運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

18. 苦情処理及び申立先

- ① 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。
- ② 当事業所ご利用に際して、ご不明な点や疑問点、苦情等がございましたら、下記相談窓口までお気軽に相談ください。責任を持って、調査・改善をさせていただき等、迅速、親切丁寧に対応いたします。

当施設ご利用相談窓口	ご利用時間	毎週月曜日から金曜日の平日（盆、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時30分		
	ご利用方法	電話（0836）54-2580 又は面接にて ご意見箱のポストをご利用いただくこともできます。		
	担当者	（介護チーフ）	河野	智子
	処理責任者	（管理者）	梅川	明美
第三者委員	（弁護士）	末	永	ひろもと 汎本
【住所】山口市駅通り 2-3-18 法曹ビル 4階 【TEL】083-922-0415				
他相談機関窓口	山口県長寿社会課介護保険班 （山口市滝町1-1）	電話	（083）933-2774	
	山口県国民健康保険団体連合会苦情相談班 （山口市朝田1980-7）	電話	（083）995-1010	
	山口県福祉サービス運営適正化委員会 （山口市大手町9-6 山口県福祉会館1階）	電話	（083）924-2837	
	宇部市健康福祉部介護保険課 （宇部市常盤町1-7-1）	電話	（0836）34-8396	

19. 事業者名及び重要事項説明者

介護事業者 医療法人 和同会 グループホーム宇部 管理者 梅川 明美 印	重要事項説明者 氏名 印
--	---------------------